

○財務省告示第三百八十九号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年十一月十六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百七十回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第三百三十六条第一項及び第三百三十七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定の適用を受けけるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に発行される入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下



九 振替単位

十 発行日

十一 発行価格

十二 入札発行競争価格

十三 国債市場

十四 特別参加

十五 非価格競争

十六 争入札発行

十七 償還期限

十八 償還金額

十九 場所

二十 参加

二十一 払込期日

二十二 償還金額

二十三 日本銀行

二十四 財務大臣から通知を受けた者

二十五 平成二十七年十一月十六日

二十六 償還金額を支払い、その翌営業日に

二十七 たゞし、償還期が銀行休業日に

二十八 償還金額を支払い、その翌営業日に

二十九 償還金額を支払い、その翌営業日に

三十 償還金額を支払い、その翌営業日に

三十一 償還金額を支払い、その翌営業日に

三十二 償還金額を支払い、その翌営業日に

三十三 償還金額を支払い、その翌営業日に

三十四 償還金額を支払い、その翌営業日に

三十五 償還金額を支払い、その翌営業日に

三十六 償還金額を支払い、その翌営業日に

三十七 償還金額を支払い、その翌営業日に

三十八 償還金額を支払い、その翌営業日に

三十九 償還金額を支払い、その翌営業日に

四十 償還金額を支払い、その翌営業日に

四十一 償還金額を支払い、その翌営業日に

四十二 償還金額を支払い、その翌営業日に

四十三 償還金額を支払い、その翌営業日に

四十四 償還金額を支払い、その翌営業日に

四十五 償還金額を支払い、その翌営業日に

四十六 償還金額を支払い、その翌営業日に

四十七 償還金額を支払い、その翌営業日に